

## 条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十九号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立児玉高等学校の項中「八幡山四百十番地」を「金屋九百八十番地」に改め、同表埼玉県立児玉白楊高等学校の項を削り、同表埼玉県立栗橋北彩高等学校の項中「伊坂一番地」を「伊坂南二丁目十六番地」に改め、同表埼玉県立飯能南高等学校の項を削る。

第三号の表中「埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校——戸田市大字新曾字稻荷千九十三番地一」を「埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校——戸田市大字新曾字稻荷千九十三番地一」に改める。

大字馬込字十一番二千四百二十六番地一

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立栗橋北彩高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。